第2回当別町農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 令和2年7月27日(月)午後3時30分から午後3時47分
- 2 開催場所 当別町役場第2庁舎 2階会議室
- 3 出席委員(16人)

会長 16番 秋 吉 稔 之

会長職務代理者 1番青山眞士

- 2 番 菊 田 実
- 3 番 湯 浅 浩 道
- 4番且見英和
- 5番狩野菊恵
- 6番森本茂
- 7番山田裕一
- 8番髙野秀則
- 9番佐々木章史
- 10番 岸 本 辰 彦
- 11番 泉 和浩
- 12番 佐々木 靖
- 13番 古 熊 健 一
- 14番 目 黒 一 雄
- 15番 石 田 秀 人
- 4 欠席委員(0人)
- 5 農業委員会事務局職員

事務局長 髙松悟志

事務局次長 土 井 大 輔

事務局主幹 浦 島 卓

- 6 議事日程
 - 日程第1 議事録署名委員の指名
 - 日程第2 会期の決定
 - 日程第3 諸般の報告
 - 日程第4 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
 - 日程第5 報告第2号 農地法第5条の規定による許可申請の専決処分について
 - 日程第6 報告第3号 認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に係る事業 計画書の提出について
 - 日程第7 議案第1号 農地法第4条の規定による許可申請について
 - 日程第8 議案第2号 当別農業振興地域整備計画の変更について
 - 日程第9 議案第3号 土地の現況証明願いの決定について
 - 日程第10 協議案第1号 当別町農業再生協議会会員の選出について

日程第11	
日程第 12	委員会の選出について 協議案第3号 北海道営農競争力強化基盤整備事業中央北地区換地
	委員会の選出について
日程第 13	協議案第4号 北海道営農競争力強化基盤整備事業中央南地区換地
	委員会の選出について
日程第 14	
7 会議の概要	\mathbf{r}^{\perp}
議長	只今の出席委員16名、定足数に達していますので、第2回当別町
	農業委員会総会を開会します。 議事日程ですが、お手元に配布しています日程表により、議事に入
	職事自住とりが、の子儿に配仰していまり自住衣により、職事に入ります。
 議長	日程第1、議事録署名委員の指名について、当別町農業委員会会
时处工人	議規則第12条の規定に基づき、議長から指名させていただくこと
	で、ご異議ありませんか。
	(「異議なし」の声あり)
議長	異議なしの声がありましたので、1番 青山委員、2番 菊田委
	員を指名します。
議長	日程第2、会期の決定について、本総会の会期を、本日1日間と
	することで、ご異議ありませんか。
	 (「異議なし」の声あり)
議長	異議なしと認め、会期は本日1日間と決定しました。
議長	日程第3、諸般の報告について、事務局より報告をお願いします。
事務局	 前回の総会終了後の会務報告を行います。
1.42777.3	総会終了後、農地転用審査特別委員会を開催し、委員長・副委員長
	の互選が行われ、委員長は岸本委員、副委員長は森本委員、且見委員
	に決定しております。
議長	それでは、岸本委員長より、就任のご挨拶をいただきます。
	農地転用審査特別委員会委員長挨拶(省略)
	口和第1 起生第1号「農州辻第9冬の9第1百の担守による民山
 我又	│ 日程第4、報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による届出 │について」を議題とします。
	に プѴ・゚C」で醸趣とします。 事務局より説明をお願いします。
	サ (1) (1) (2) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1
	│ │ 報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」

事務局

ご説明します。今回、届出がありましたのは、番号1番の1件です。 番号1番は、相続による所有権移転があり、農地法第3条の規定に基 づく届出があったものです。

議長

説明が終わりましたので、質疑を求めます。

(「質疑なし」の声あり)

議長

質疑なしと認め、報告第1号について、原案のとおり承認すること に決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしと認め、報告第1号は、原案のとおり承認することに決定 しました。

議長

日程第5、報告第2号「農地法第5条の規定による許可申請の専決 処分について」を議題とします。

事務局より説明をお願いします。

事務局

報告第2号「農地法第5条の規定による許可申請の専決処分について」ご説明します。今回、専決処分しましたのは、番号1番の1件です。番号1番は、平成31年4月の総会において許可相当と決定した後、北海道農業会議に対し意見聴取を行い、令和元年5月17日付で許可相当との回答を得ております。都市計画法の開発行為申請が、本年6月15日付けで許可されたことから、会長の専決処分により同日付で許可したものです。

議長

説明が終わりましたので、質疑を求めます。

(「質疑なし」の声あり)

議長

質疑なしと認め、報告第2号について、原案のとおり承認することに決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしと認め、報告第2号は、原案のとおり承認することに決定 しました。

議長

日程第6、報告第3号「認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に係る事業計画書の提出について」を議題とします。

事務局より説明をお願いします。

事務局

報告第3号「認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に係る事業計画書の提出について」ご説明します。今回、提出がありましたのは、番号1番の1件です。番号1番は、電気通信事業法に基づく電気通信事業の用に供する通信用アンテナを設置するものです。報告第3号資料のとおり、事務局が現地調査を行い、非農地となっていることを確認しております。

議長

説明が終わりましたので、質疑を求めます。

(「質疑なし」の声あり)

議長

質疑なしと認め、報告第3号について、原案のとおり承認すること に決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしと認め、報告第3号は、原案のとおり承認することに決定 しました。

議長

日程第7、議案第1号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題とします。

事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第1号「農地法第4条の規定による許可申請について」、ご説明します。今回、申請がありましたのは、番号1番の1件です。番号1番は、申請地に隣接する集出荷施設の従業員及び来客用の駐車場の造成を行うため、農地転用の許可を得ようとするものです。

許可の基準となる農地区分ですが、申請地は当別農業振興地域の農 用地区域内の農業用施設用地であります。

農用地区域内の転用は、原則不許可ですが、農地法第4条第6項に規定される不許可の例外に該当するものと考えます。

議長

説明が終わりましたので、質疑を求めます。

(「質疑なし」の声あり)

議長

質疑なしと認め、議案第1号について、原案のとおり許可すること に決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしと認め、議案第1号は、原案のとおり許可することに決定 しました。 議長

日程第8、議案第2号「当別農業振興地域整備計画の変更について」 を議題とします。

事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第2号「当別農業振興地域整備計画の変更について」ご説明します。当別農業振興地域整備計画を変更するため、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項の規定により、町から本委員会の意見を求められているものです。

今回の計画変更は、合計2筆、31㎡の農地を農用地区域から除外するもので、農地の流動化等農地の利用関係の調整には支障がないものと考えます。

議長

説明が終わりましたので、質疑を求めます。

(「質疑なし」の声あり)

議長

質疑なしと認め、議案第2号について、異存ない旨回答することに 決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしと認め、議案第2号は、異存ない旨回答することに決定しました。

議長

日程第9、議案第3号「土地の現況証明願いの決定について」を議 題とします。

事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第3号「土地の現況証明願いの決定について」ご説明します。 今回、願出がありましたのは、番号1番から3番までの3件です。 番号1番、2番は古熊委員、佐々木靖委員、且見委員、番号3番は 森本委員、石田委員、山田委員と事務局により、現地調査を行いまし た。

土地の現況は、長年耕作されておらず、再生利用が困難な状況となっており、農地・採草放牧地以外と判定しております。

申請地の位置図及び現況写真につきましては、議案第3号資料をご高覧ください。

議長

説明が終わりましたので、質疑を求めます。

(「質疑なし」の声あり)

議長

質疑なしと認め、議案第3号について、原案のとおり決定してよろ

しいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしと認め、議案第3号は、原案のとおり決定しました。

議長

日程第10、協議案第1号「当別町農業再生協議会会員の選出に ついて」を議題とします。

事務局より説明をお願いします。

事務局

協議案第1号「当別町農業再生協議会会員の選出について」ご説明します。当別町農業再生協議会は、国の施策である経営所得安定対策等の推進及び円滑な実施を図ることを目的とし農業関係団体等で組織された団体であり、同協議会規約第5条において農業委員会から4名を選出することとなっていることから、同協議会会員を決定するものです。

議長

説明が終わりましたので、質疑を求めます。

(「質疑なし」の声あり)

議長

質疑なしと認め、どのような方法で選出したらよろしいか、お諮りします。

泉委員

当別町農業再生協議会会員の選出方法ですが、委員により指名推 薦する方法がよいかと思います。

そして、私から推薦させていただきますが、これまでと同様、会 長、会長職務代理、農政委員会委員長、農地転用審査特別委員会委 員長の4名を推薦します。

議長

泉委員から、当別町農業再生協議会会員に会長、会長職務代理、 農政委員会委員長、農地転用審査特別委員会委員長の4名が推薦されましたが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしと認め、当別町農業再生協議会会員は私、青山会長職務 代理、石田委員長、岸本委員長の4名に決定しました。

議長

日程第11、協議案第2号「北海道営農業競争力強化基盤整備事業若葉東地区換地委員会委員の選出について」、日程第12、協議案第3号「北海道営農業競争力強化基盤整備事業中央北地区換地委員会委員の選出について」、日程第13、協議案第4号「北海道営農業

競争力強化基盤整備事業中央南地区換地委員会委員の選出について」は関連がありますので、一括議題とします。

事務局より説明をお願いします。

事務局

協議案第2号「北海道営農業競争力強化基盤整備事業若葉東地区 換地委員会委員の選出について」、協議案第3号「北海道営農業競争 力強化基盤整備事業中央北地区換地委員会委員の選出について」、協 議案第4号「北海道営農業競争力強化基盤整備事業中央南地区換地 委員会委員の選出について」ご説明します。今回の3地区の換地委 員会は当別土地改良区内に設けられており、当別土地改良区換地委 員会規定第2条第2項において「農業委員1名」を含めることとなっております。

これまで、事業実施地区が若葉地区であることから、若葉地区担 当の古熊委員を選出しておりますが、今期においても同委員を再選 出しようとするものです。

なお、3地区の換地計画の概要、換地箇所図につきましては、協 議案第2号、第3号、第4号資料をご高覧ください。

議長

説明が終わりましたので、質疑を求めます。

(「質疑なし」の声あり)

議長

質疑なしと認め、協議案第2号から第4号までの換地委員会委員について、古熊委員に決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしと認め、協議案第2号から第4号までの換地委員会委員 は、古熊委員とすることに決定しました。

議長

日程第14、協議案第5号「当別町都市計画審議会委員の選出について」を議題とします。

事務局より説明をお願いします。

事務局

協議案第5号「当別町都市計画審議会委員の選出について」ご説明します。当別町都市計画審議会は、都市計画法に基づき設置された審議会であり、町議会議員選任委員5名と知識経験者選任委員6名の11名の委員で構成されており、本委員会から1名の選出を求められております。

同審議会委員の任期が本年3月31日で満了することから、3月 の総会において、同審議会委員に秋吉会長を選出しておりますが、 今期においても会長を再選出しようとするものです。

なお、審議会委員の任期については、令和4年3月31日までと

	なっております。
議長	説明が終わりましたので、質疑を求めます。
	(「質疑なし」の声あり)
議長	質疑なしと認め、協議案第5号の都市計画審議会委員について、 私に決定してよろしいでしょうか。
	(「異議なし」の声あり)
議長	異議なしと認め、協議案第5号の都市計画審議会委員は、私とする ことに決定しました。
議長	以上で、本日の日程はすべて終了しました。 これをもちまして、第2回当別町農業委員会総会を閉会します。